



経済産業省



環境省

ZEHの普及促進に向けた政策動向と 令和5年度の関連予算案

令和5年3月

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー課

環境省 地球環境局
地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

1. 政府目標とこれまでの取組

2. ZEHを取り巻く状況

3. 今後の方向性（予定）

4. 令和5年度予算について

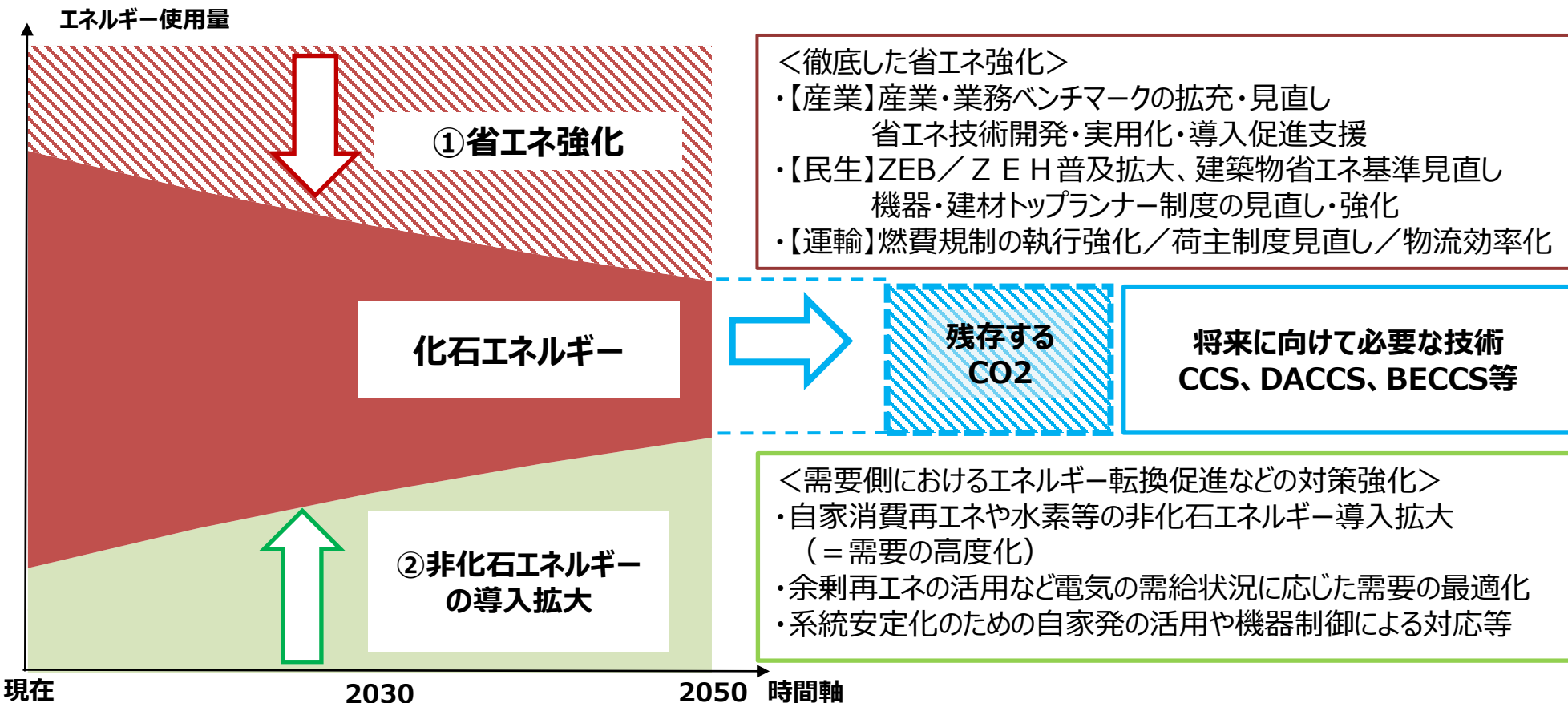
<グリーン社会の実現>

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**ことを、ここに宣言いたします。

（中略）

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

■ 2050年のカーボンニュートラルの達成イメージ



2030年に向けた住宅・建築物の対応（第6次エネルギー基本計画）

■ 住宅・建築物の省エネルギー対策

- 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。
- 2030年度以降に新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネルギー性能の確保を目指し、誘導基準・住宅トップランナー基準を上げるとともに、省エネルギー基準の段階的な水準の上げを遅くとも2030年度までに実施する。
- ZEHやZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存建築物・住宅の改修・建替の支援や、省エネルギー性能に優れリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及、新築住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示の義務化を目指す。
- 建材についても、2030年度以降に新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の省エネルギー性能の確保を目指し、建材トップランナー制度における基準の強化等の検討を進める。加えて、省エネルギー基準の上げ等を実現するため、建材・設備の性能向上と普及、コスト低減を図る。

■ 太陽光発電の住宅・建築物への更なる導入拡大

- 2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。
- その実現に向け、例えば、新築の庁舎その他政府の新設する建築物について、新築における太陽光発電設備を最大限設置することを徹底するとともに、既存ストックや公有地等において可能な限りの太陽光発電設備の設置を推進するなど、国も率先して取り組む。
- 加えて、民間部門においてもZEH・ZEBの普及拡大や既存ストック対策の充実等を進めるべく、あらゆる支援措置を検討していく。

(参考) 業務・家庭部門における省エネの深掘りに向けた取組

- 住宅・建築物の省エネ対策の強化や、省エネ法の執行強化、トップランナー制度・ベンチマーク制度の見直し、一般消費者への情報提供の推進等を通じた省エネ対策の強化により、業務・家庭部門全体で省エネ量を約200万kL深掘りし、業務部門で1227万kLから約1350万kLへ、家庭部門で1160万kLから約1200万kLへ見直し。

省エネの深掘りに向けた施策

- ① **住宅・建築物の省エネ性能の向上**
 - ZEH・ZEBの普及拡大／エネマネの利用拡大
 - 建築物省エネ法における規制措置の強化
- ② **設備・機器・建材の性能向上**
 - 機器・建材トップランナー制度の見直し・強化
- ③ **業務部門における省エネ取組強化**
 - 省エネ取組が不十分な事業者への指導等実施
 - ベンチマーク制度の見直し・強化
- ④ **家庭部門の省エネ行動促進**
 - エネルギー小売事業者の省エネ情報提供に係る各社取組の評価スキームの創設・推進
- ⑤ **革新的な技術開発**
- ⑥ **企業の省エネ投資促進**

施策の成果として進展する主な対策

(業務：1227万kL→約1350万kL／家庭：1160万kL→約1200万kL)

【住宅・建築物の省エネ】 730万kL→890万kL程度

- ・ 省エネ対策の強化に向けた検討を踏まえ省エネ量見直し

【家庭用高効率給湯器】 304万kL →332万kL

- ※住宅の省エネ化対策による導入分を含む
- ・ 対策強化や実績・世帯数の推計結果等を踏まえ見直し

【トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上】

412万kL→518万kL

- ・ 冷蔵庫やサーバー、ストレージ等につき、トップランナー基準値見直し踏まえ省エネ量引き上げ

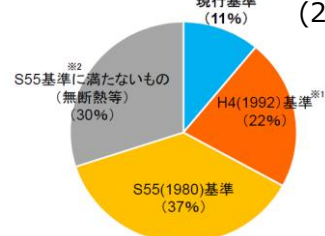
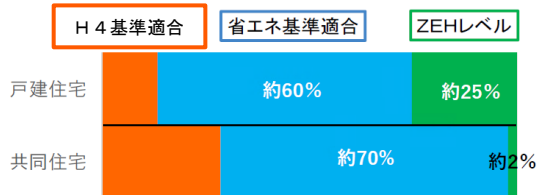
【H E M S等を利用したエネルギー管理】178万kL→160万kL

- ・ HEMS機器の普及状況や代替機器の普及状況・見通しを踏まえ見込みを修正

【一般消費者への省エネ情報提供】 56万kL (新規)

- ・ エネルギー小売事業者による一般消費者への省エネ情報提供について、対策強化により追加

■新築住宅の断熱性能 (2019年度) ■住宅ストック (約5,000万戸) の断熱性能 (2018年度)



建築物省エネ法の改正概要（省エネ基準の適合義務）

- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向け、改正建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）が本年6月17日に交付。
- 同法の改正により、適合義務の範囲を拡大するとともに、今後基準の引上げを目指す。

【現行（令和3年4月1日施行）】

	建築物 (非住宅)	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	<u>適合義務</u>	<u>届出義務</u> 【基準に適合せず、 必要と認める場合、 指示・命令等】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	<u>適合義務</u>	
小規模 (300㎡未満)	<u>努力義務</u> 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主 への説明義務	<u>努力義務</u> 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主 への説明義務



【2024年～2026年】

	建築物 (非住宅)	住宅
	<u>適合義務</u> 2024年までに 基準の引き上げ (省エネ基準より▲20%)	2025年までに <u>適合義務</u>
	<u>適合義務</u> 2026年までに 基準の引き上げ (省エネ基準より▲20%)	
	2025年までに <u>適合義務</u>	2025年までに <u>適合義務</u>

※2030年までに省エネ基準を更に引き上げ

脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会について①

- 令和3年8月「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」において、**2030年に目指すべき住宅の姿が取りまとめられた。**

住宅・建築物を取り巻く環境

- ・ 2018年10月のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)特別報告書では、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっていることが必要との見解
- ・ 本年8月のIPCC第6次評価報告書第I作業部会報告書では、気温上昇を1.5℃に抑えることで10年に1度の豪雨等の発生確率を低くし得るとの見解
- ・ 2018年7月豪雨の総降水量は気候変動により約6.5%増と試算され、気候変動の影響が既に顕在化していることが明らかであるとの指摘
- ・ 2020年10月26日、菅総理が「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言
- ・ 本年4月22日、菅総理が「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明

1. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の基本的な考え方

- (1) 2050年及び2030年に目指すべき住宅・建築物の姿《あり方》

2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能^(※1)が確保される

(再エネ)導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる

2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能^(※2)が確保される

(再エネ)新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される

省エネ性能の確保・向上による省エネルギーの徹底と
再生可能エネルギーの導入拡大

- (2) 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組

国や地方自治体等の公的機関の住宅・建築物において、徹底した省エネ対策・再生可能エネルギー導入拡大に率先的に取り組む

- (3) 国民・事業者の意識変革・行動変容の必要性

他の誰かがやるものではなく、事業者を含む国民一人ひとりに我がこととして取り組んでもらうための必要性や具体的取組内容の早急な周知
省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方の周知・普及、行動経済学(ナッジ)の手法も活用した情報提供 等

- (4) 国土交通省の役割

住宅・建築物分野における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー導入拡大に責任を持って主体的に取り組む
特に、ZEHの普及拡大について、住宅行政を所管する立場として、最終的な責任を負って取り組む

(※1) ストック平均で住宅については一次エネルギー消費量を省エネ基準から20%程度削減、建築物については用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態

(※2) 住宅: 強化外皮基準及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減 建築物: 同様に用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模は20%削減)

脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会について②

- 2030年に目指すべき住宅の姿の実現に向けて、誘導基準の引き上げや、省エネ基準適合義務化、基準の引き上げ等、各種取組を行っていくこととしている。

2. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方

I. 家庭・業務部門(住宅・建築物における省エネ対策の強化)

- ① 省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)
 - ・ 住宅を含む省エネ基準への適合義務化(2025年度)
 - ・ 断熱施工に関する実地訓練を含む未習熟な事業者の技術力向上の支援
 - ・ 新築に対する支援措置について省エネ基準適合の要件化
- (②の取組を経て)
 - ・ 義務化が先行している大規模建築物から省エネ基準を段階的に引き上げ
 - ・ 遅くとも2030年までに、誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、義務化された省エネ基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能^(※)に引き上げ
- ※ 住宅:強化外皮基準+一次エネルギー消費量▲20%
建築物:用途に応じ、一次エネルギー消費量▲30%又は40%(小規模は20%)
- ② 省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップ
 - ・ 建築物省エネ法に基づく誘導基準や長期優良住宅、低炭素建築物等の認定基準をZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ、整合させる
 - ・ 国・地方自治体等の新築建築物・住宅について誘導基準の原則化
 - ・ ZEH、ZEB等に対する支援を継続・充実
 - ・ 住宅トプランナー制度の充実・強化(分譲マンションの追加、トプランナー基準をZEH相当の省エネ性能に引き上げ)
- ③ より高い省エネ性能を実現するトップアップの取組
 - ・ ZEH+やLCCM住宅などの取組の促進
 - ・ 住宅性能表示制度の上位等級として多段階の断熱性能を設定
- ④ 機器・建材トプランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上
- ⑤ 省エネ性能表示の取組
 - ・ 新築住宅・建築物の販売・賃貸の広告等における省エネ性能表示の義務付けを目指し、既存ストックは表示・情報提供方法を検討・試行
- ⑥ 既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方
 - ・ 国・地方自治体等の建築物・住宅の計画的な省エネ改修の促進
 - ・ 耐震改修と合わせた省エネ改修の促進や建替えの誘導
 - ・ 窓改修や部分断熱改修等の省エネ改修の促進
 - ・ 地方自治体と連携した省エネ改修に対する支援を継続・拡充 等

II. エネルギー転換部門(再生可能エネルギーの導入拡大)

太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用など、地域の実情に応じた再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用拡大を図ることが重要

- ① 太陽光発電の活用
 - ・ 太陽光発電設備の設置については、その設置義務化に対する課題の指摘もあったが、導入拡大の必要性については共通認識
 - ・ 将来における太陽光発電設備の設置義務化も選択肢の一つとしてあらゆる手段を検討し、その設置促進のための取組を進める
 - ・ 国や地方自治体の率先した取組(新築における標準化等)
 - ・ 関係省庁・関係業界が連携した適切な情報発信・周知、再生可能エネルギー利用設備の設置に関する建築主への情報伝達の仕組みの構築
 - ・ ZEH・ZEB等への補助の継続・充実、特にZEH等への融資・税制の支援
 - ・ 低炭素建築物の認定基準の見直し(再エネ導入ZEH・ZEBの要件化)
 - ・ 消費者や事業主が安心できるPPAモデルの定着
 - ・ 脱炭素先行地域づくり等への支援によるモデル地域の実現。そうした取組状況も踏まえ、地域・立地条件の差異等を勘案しつつ、制度的な対応のあり方も含め必要な対応を検討
 - ・ 技術開発と蓄電池も含めた一層の低コスト化
- ② その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組
 - ・ 給湯負荷の低減が期待される太陽熱利用設備等の利用拡大
 - ・ 複数棟の住宅・建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進
 - ・ 変動型再生可能エネルギーの増加に対応した系統の安定維持等の対策

III. 吸収源対策(木材の利用拡大)

- ・ 木造建築物等に関する建築基準の更なる合理化
- ・ 公共建築物における率先した木造化・木質化の取組
- ・ 民間の非住宅建築物や中高層住宅における木造化の推進
- ・ 木材の安定的な確保の実現に向けた体制整備の推進に対する支援
- ・ 地域材活用の炭素削減効果を評価可能なLCCM住宅・建築物の普及拡大

(参考)脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ(2021.8)

国交省・経産省・環境省

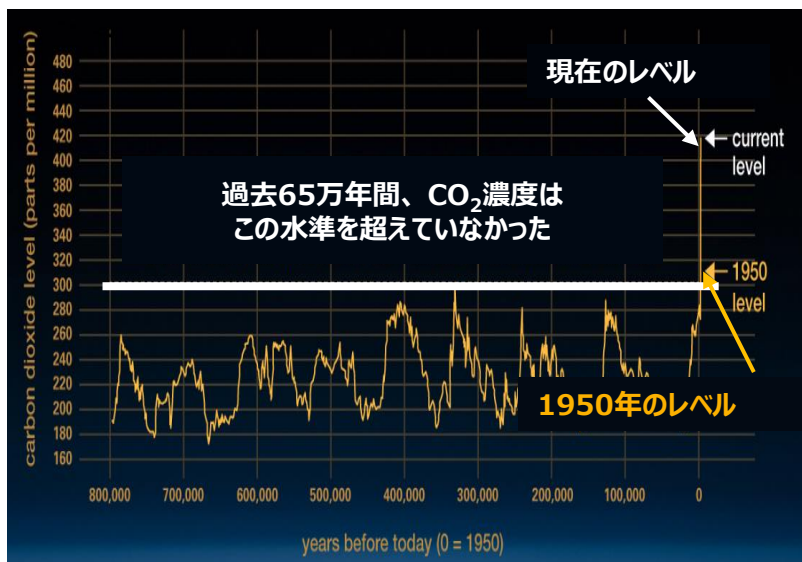


2050年カーボンニュートラルの実現

上記は、関係各主体が共通の認識をもって今後の取組を進められるよう省エネ対策強化のおおよそのスケジュールを示すものであり、規制強化の具体的実施時期及び内容については取組の進捗や建材・設備機器のコスト低減・一般化の状況等を踏まえて、社会資本整備審議会建築分科会等において審議の上実施する必要がある。

- 産業革命以降、大気中のCO₂の平均濃度は急上昇している。
- 経済活動等を通じた人為起源のCO₂排出量の急増が主因とされ、これに伴い世界中で気候変動が生じている。
- 気候変動による影響は我が国においても、自然災害をはじめ、自然生態系、健康、農林水産業、産業・経済活動など、様々な分野に影響が生じている。

大気中のCO₂濃度の推移



(出所) アメリカ航空宇宙局 (NASA) ホームページ
(<https://climate.nasa.gov/evidence/>) より一部加工

日本国内における気候変動の影響

【水環境・水資源、自然災害・沿岸域】

- ・大雨の発生頻度の上昇、広域化により、土砂災害の発生頻度増加。



令和2年7月豪雨による土砂災害
(写真：国土交通省HP)

【自然生態系】

- ・夏期の高水温による珊瑚の大規模な白化

【健康】

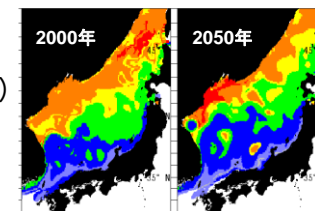
- ・熱中症による搬送者数、死亡者数が全国的に増加 (2018年に1500名死亡)
- ・ヒトスジシマカ (デング熱を媒介) 等の感染症媒介生物の生息域が拡大。



デング熱等を媒介するヒトスジシマカの生息域北限の推移

【農林水産業】

- ・コメの収量・品質低下 (一等米比率の低下等)
- ・回遊性魚類の分布域が変化 (スルメイカ、サンマの漁場縮小等)



少ない ← → 多い
日本海におけるスルメイカの分布予測 (7月)

【産業・経済活動、国民生活・都市生活】

- ・災害保険金の支払増加による保険会社の経営への影響、農作物の品質悪化等による食料品製造業への悪影響、スキー場での積雪不足等によるレジャー産業への悪影響
- ・気候変動による紛争リスク等、安全保障への影響

(出所) 気候変動影響評価報告書 (環境省) より一部加工

最新の科学的知見

- **IPCC（気候変動に関する政府間パネル）** は、WMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）により1988年に設置された政府間組織であり、世界の政策決定者等に対し、**科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援**。1990年に第1次評価報告書を公表。
- 現在、第6次評価サイクルにあり、2021年8月に第6次評価報告書第1作業部会（WG1）報告書、2022年2月に第2作業部会（WG2）報告書、2022年4月に第3作業部会（WG3）報告書が公表された。2023年3月13～17日に開催予定のIPCC総会にて、「**統合報告書**」が承認・採択される予定。

第1作業部会（WG1）報告書：2021年8月公表





- 「人間の影響が**大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない**」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると断定**※。
- ※ 2013年の第5次評価報告書では、「可能性が極めて高い（95%以上）」とされていた。

第2作業部会（WG2）報告書：2022年2月公表

- 「**人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている**」と言及された。

第3作業部会（WG3）報告書：2022年4月公表

- **オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃に抑える経路と、温暖化を2℃に抑える即時の行動を想定した経路では、世界のGHG排出量は、2020年から遅くとも2025年以前にピークに達すると予測される。**

極端現象の種類※1、2	現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
 極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
 極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍
 大雨 (10年に1回の現象)	1.3倍	1.5倍	1.7倍	2.7倍
 干ばつ※3 (10年に1回の現象)	1.7倍	2.0倍	2.4倍	4.1倍

IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書を元に作成（1850～1900年における頻度を基準とした増加を評価）

- ※1：温暖化の進行に伴う極端現象の頻度と強度の増加についての可能性又は確信度：極端な高温は「可能性が非常に高い（90-100%）」大雨、干ばつは5段階中2番目に高い「確信度が高い」
- ※2：極端現象の分析対象の地域：極端な高温と大雨は「世界全体の陸域」を対象とし、干ばつは「乾燥地域のみ」を対象としている。
- ※3：ここでは農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつを指す。

1.5℃特別報告書：IPCCにより2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示した。**各国の2050年CN宣言の科学的根拠となっている。**

- 1.5℃目標と整合する「2050年カーボンニュートラル」と「2030年度46%減、さらに50の高みに向けて挑戦」という新たな目標を宣言
→ 2021年10月22日、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」、「地球温暖化対策計画」等を閣議決定
- 新たな戦略等に沿って取組を着実に実施すると同時に、**新目標実現に向けて、経済社会変革の道筋の全体像を明確化していく**
- 家庭部門においては2013年度比で**CO2排出量▲66%**と大幅な削減が求められている

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

- 2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示す。

<各分野のビジョンと対策・施策の方向性>

エネルギー：
再エネ最優先原則
徹底した省エネ
電源の脱炭素化/可能なものは電化
水素、アンモニア、原子力などあらゆる
選択肢を追求

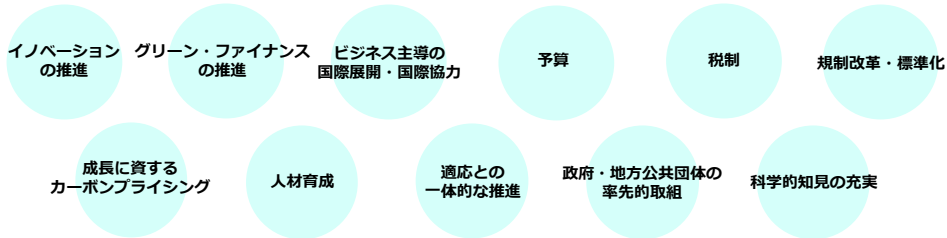
運輸：
2035年乗用車新車は電動車100%
電動車と社会システムの連携・融合

地域・暮らし：
地域課題の解決・強靱で活力ある社会
地域脱炭素に向け家庭は脱炭素エネ
ルギーを作って消費

産業：
徹底した省エネ
熱や製造プロセスの脱炭素化

吸収源対策
森林吸収源対策やDACCS (Direct Air
Capture with Carbon Storage) の活用

<横断的施策>



地球温暖化対策計画

- 新たな2030年度削減目標の裏付けとなる対策・施策を記載。

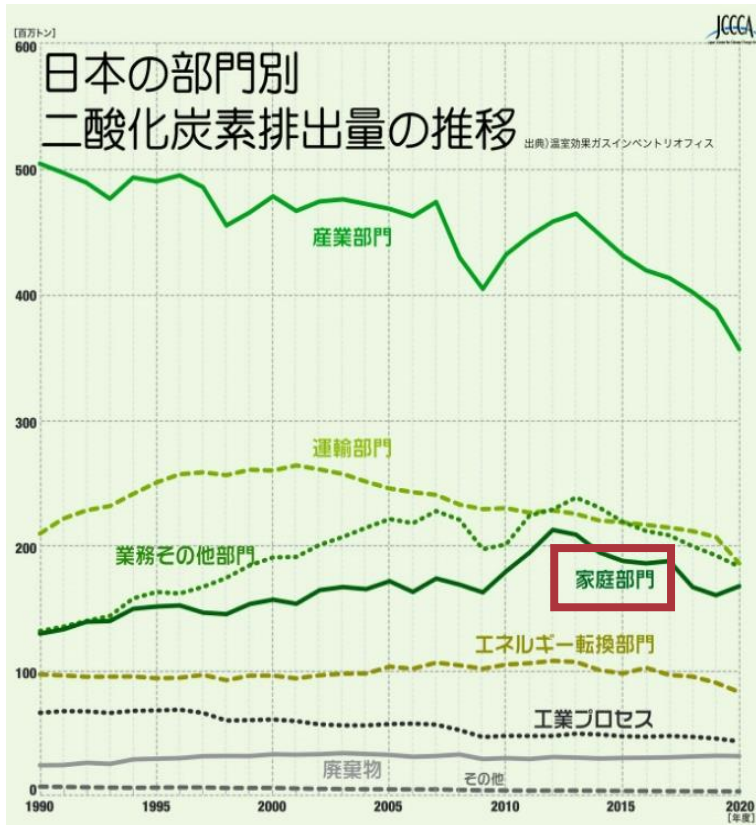
温室効果ガス排出量・吸収量	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標	
	(単位：億t-CO ₂)				
エネルギー起源CO ₂	14.08	7.60	▲46%	▲26%	
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%*	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.1	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス類)				▲25%	
吸収源				(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度(JCM)				-	

2030年度目標達成に向け
家庭部門は**6割強**の大幅削減が必要

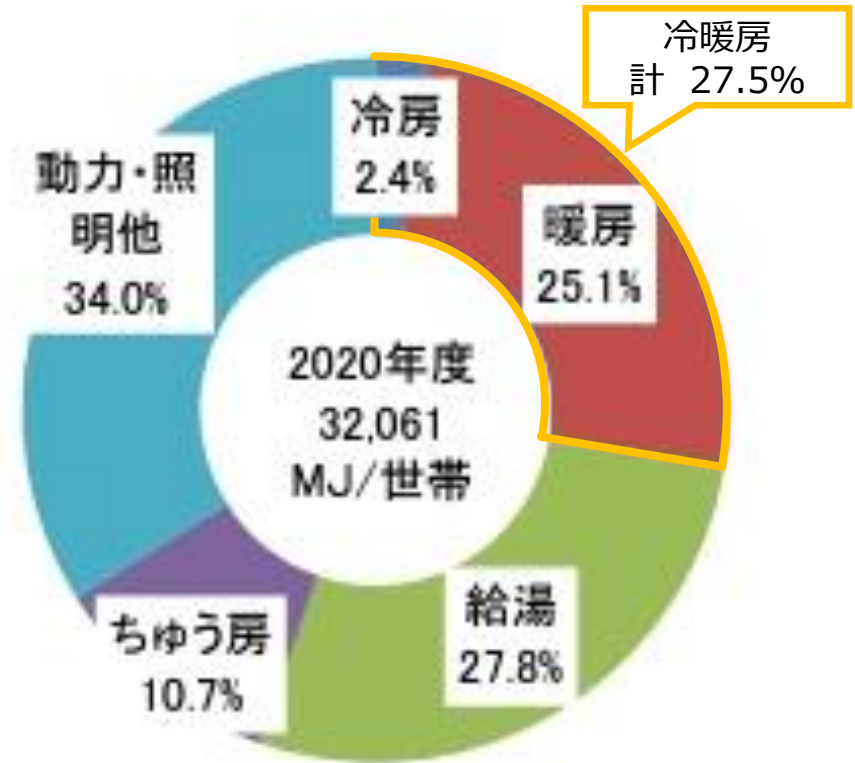
※ 省エネと電源構成によるもの

家庭部門におけるCO2排出

- 家庭部門におけるCO2排出量は産業部門、運輸部門、業務その他部門について4番目に多い
- 世帯当たりの消費エネルギーに着目すると、1/4以上を冷暖房が占めている



出所：温室効果ガスインベントリオフィスより一部加工



出所：エネルギー白書2022（資源エネルギー庁）より一部加工

エネルギー対策特別会計を活用した環境省の温室効果ガス削減施策

- 環境省では、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換など、カーボンニュートラルへの需要を創出する経済社会の変革や世界的な削減への貢献等を各省連携のもとで推進
- 住宅・建築物などの脱炭素化の取組の推進を第一の柱に組み込み、家庭部門の脱炭素化に取り組む

エネルギー対策特別会計

令和5年度当初予算(案) **1,910億円** (令和4年度予算額 1,656億円)
 【令和4年度補正予算額 **381億円**】

国内展開

第一の柱 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくり、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を推進するとともに、地域の実施体制構築のための積極支援を行う。
- **住宅・建築物などの脱炭素化の取組を促進する**とともに、行動変容を後押しするナッジの活用により、脱炭素で快適なくらしへの転換を進める。

第二の柱 地域・くらしを支えるサプライチェーン全体の脱炭素移行の促進

- 民間投資も活用した企業の脱炭素経営の実践、資源循環、物流・交通などサプライチェーン全体の脱炭素移行を促進する。

第三の柱 地域・くらしとサプライチェーンの脱炭素化の基盤となる先導技術実証等

- 再エネ由来のグリーン水素活用、CO2の利活用、革新的な素材・触媒などの脱炭素技術の開発・実証を推進し、地域・くらしや社会インフラの脱炭素移行に必要な先導技術の社会実装を加速化する。

海外展開

第四の柱 世界の脱炭素移行への包括支援による国際展開・国際貢献

- パリ協定第6条に位置づけられる二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)や温室効果ガス観測技術衛星(GOSATシリーズ)による排出量検証等を通じて、途上国等の脱炭素移行支援を進め、「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現に貢献するなど、世界の排出削減に主導的役割を果たす。

(参考) 主要国の削減目標

各国比較

2021年12月時点

	中期目標	長期目標
日本	2030年度に▲46% (2013年度比) 50%の高みに向けて挑戦を続ける	<u>2050年排出実質ゼロ</u> ※2020年10月26日、臨時国会の所信表明演説で菅前総理が表明
米国	2030年に▲50-52% (2005年比) ※2013年比▲45-47%相当	<u>2050年排出実質ゼロ</u>
英国	2030年に少なくとも▲68% (1990年比) ※2013年比▲55%相当 2035年までに▲78% (1990年比) ※2013年比▲69%相当	<u>2050年少なくとも▲100%</u> (1990年比) ※一定の前提を置いた3つのシナリオを提示
EU (仏・伊)	2030年に少なくとも▲55% (1990年比) ※欧州理事会 (2020年12月10・11日) 合意 ※2013年比▲44%相当	<u>2050年排出実質ゼロ</u> ※複数の前提を置いた8つのシナリオを分析
ドイツ	2030年に▲65% (1990年比) ※2013年比▲54%相当 2040年に▲88% (1990年比) ※2013年比▲84%相当	<u>2045年排出実質ゼロ</u>
カナダ	2030年までに▲40-45% (2005年比) ※2013年比▲39-44%相当	<u>2050年排出実質ゼロ</u> ※2020年11月、関連法案を国会に提出
中国	2030年までに排出量を削減に転じさせる GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%超 (2005年比) ※2020年の国連総会、気候野心サミットで習主席が表明	<u>2060年CO₂排出実質ゼロ</u> ※2020年9月の国連総会で習主席が表明

1. 政府目標とこれまでの取組

2. ZEHを取り巻く状況

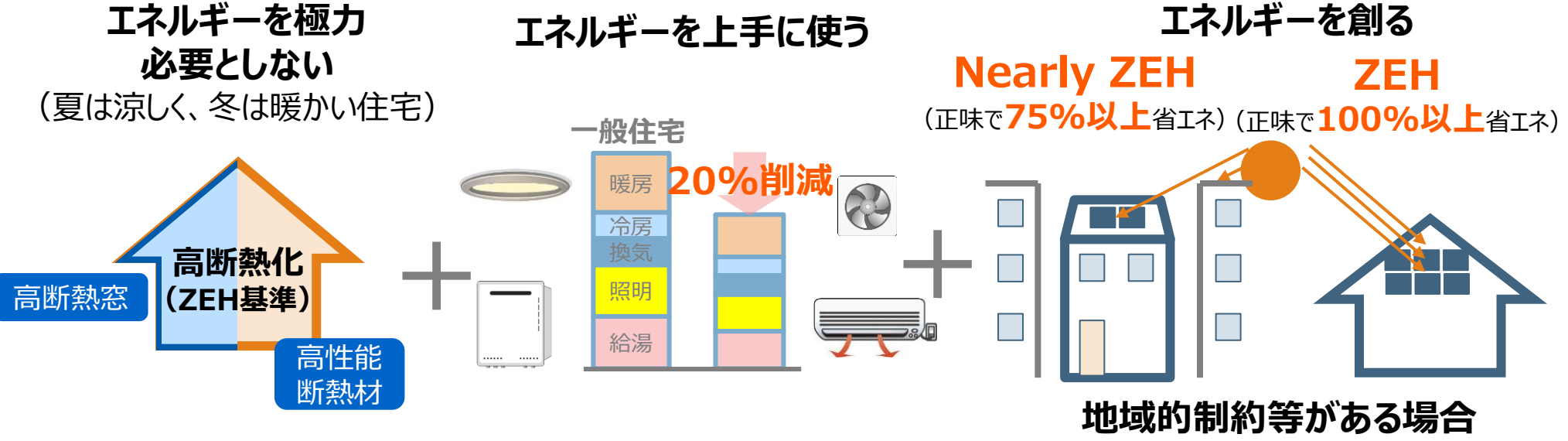
3. 今後の方向性（予定）

4. 令和5年度予算について

ZEHとは (ZEHの定義)

- ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅
- 地域的制約等がある場合を除き、太陽光発電等の創エネ設備と一体であることが原則

年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下



地域区分	1地域 (夕張等)	2地域 (札幌等)	3地域 (盛岡等)	4地域 (松本等)	5地域 (つくば等)	6地域 (東京等)	7地域 (鹿児島等)	8地域 (那覇等)
ZEH基準	0.40	0.40	0.50	0.60	0.60	0.60	0.60	-

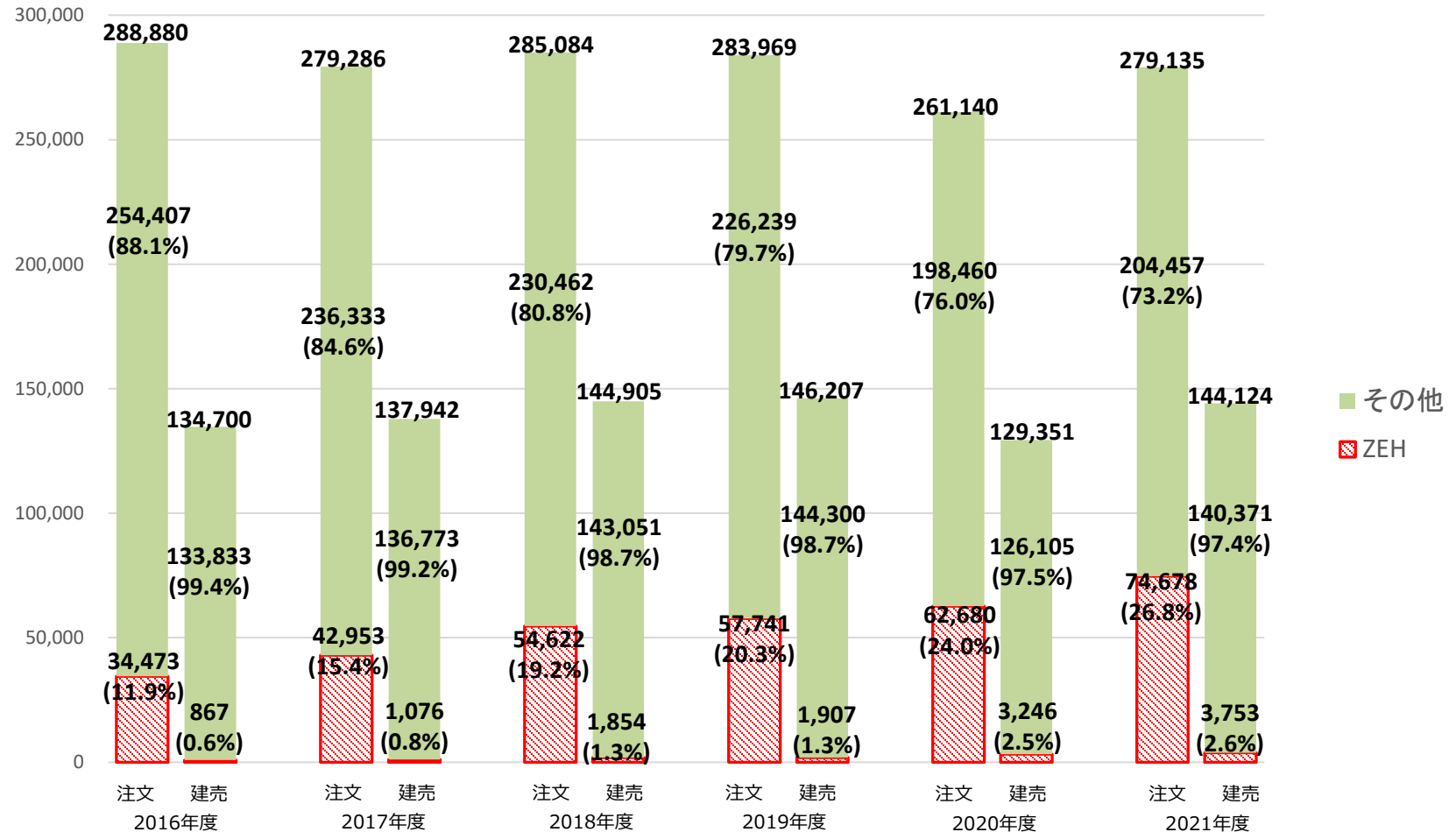
表：外皮平均熱貫流率（UA値）の基準

ZEH Oriented
(正味で**20%以上**省エネ)

2021年度の戸建住宅におけるZEHの普及状況

- 2021年の注文戸建住宅のZEH普及率は26.7%で、建売戸建住宅は2.6%と、建売住宅におけるZEH化の推進を加速する必要がある

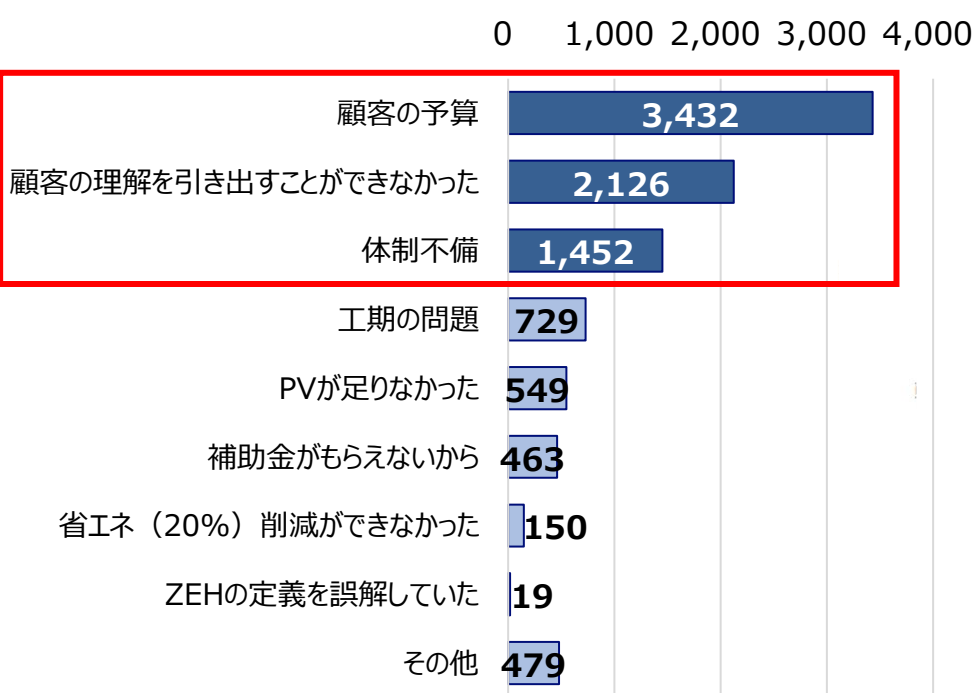
■ 新築戸建住宅のZEHの普及状況



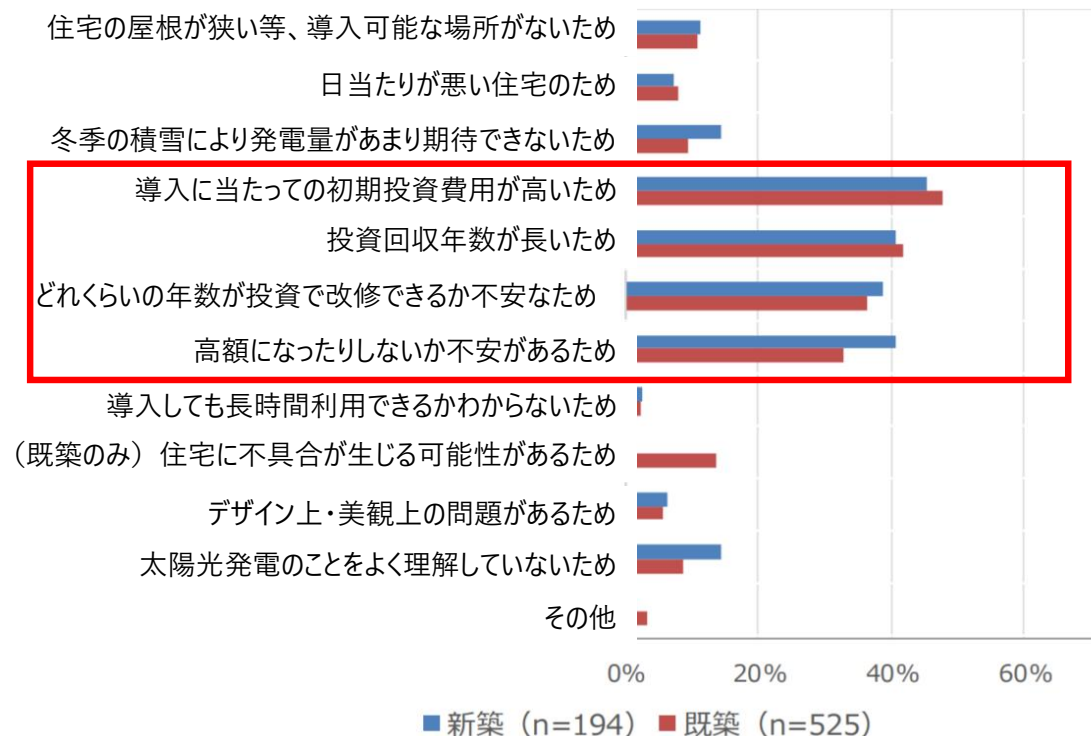
ZEH導入の課題

- ZEHビルダー/プランナーの自社目標未達の理由としては、「顧客の予算」、「顧客の理解を引き出すことができなかった」、「体制の不備」が多くを占める。
- ZEHの実現に不可欠な太陽光発電設備の普及については、消費者が抱く初期投資費用や投資回収年数に対する不安をいかに取り除くかが課題となっている。

■ ZEHビルダー/プランナーの自社年間目標の未達理由（複数回答可）



■ PVの導入を希望しない理由



ZEHビルダー/プランナー制度（目標の設定等）

- ZEHの自立的普及拡大を図るため、登録要件を満たしたハウスメーカー等を「ZEHビルダー/プランナー」として登録。
- 補助対象を「ZEHビルダー/プランナーに依頼して建築したZEH」に限定しつつ、補助対象以外も含めたZEH供給を促進。

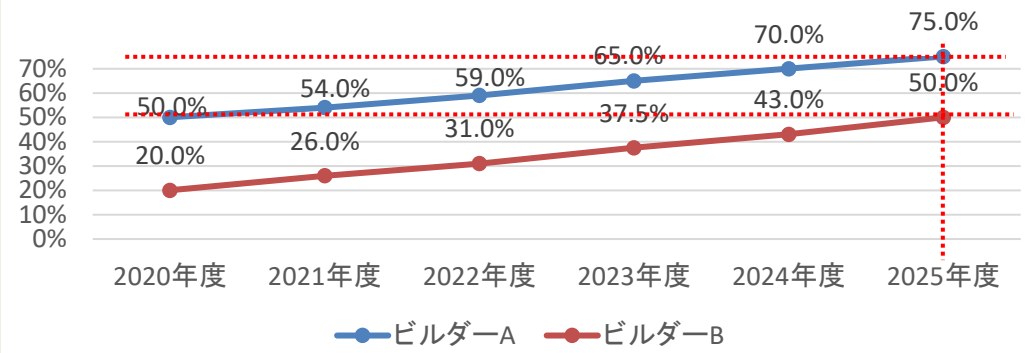
■ ZEHビルダー制度の新たな運用

＜登録要件＞

- ✓ 2020年度のZEH化率*実績50%以上のZEHビルダーは2025年までに**ZEH化率75%以上**、50%未満のZEHビルダーは2025年までに**ZEH化率50%以上**を目標に設定
- ✓ 毎年度の**建築実績（ZEHを含む）**を報告、**公表**

※自社が供給する注文・建売戸建住宅の全戸数に占めるZEHの戸数の割合

ZEHビルダーのZEH化目標と普及計画



＜登録＞

(登録事業者数)
ZEHビルダー/プランナー：5,268事業者 (R5.2.10時点)

ZEHビルダーマーク



＜評価＞

✓ 星マークにより評価

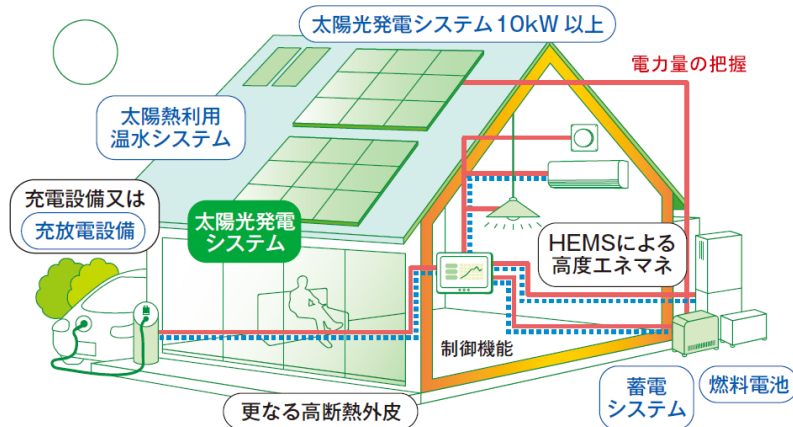
星の数	要件
★★★★☆☆	ZEH割合25%未満(公表対象外)
★★★★☆☆	ZEH割合25%以上
★★★★☆☆	ZEH割合50%以上
★★★★☆☆	ZEH割合75%以上

4つ星以上のZEHビルダーを公表

令和4年度 次世代ZEH+実証事業

- 住宅単体での再エネ等自家消費拡大に向け、既に取り組んでいるZEH+に加え、蓄電池・V2H設備、燃料電池、太陽熱を活用するモデル(次世代ZEH+)の実証を行っている。
- 建売戸建ZEHや、TPO型ZEHについても支援。

住宅単体で自家消費を拡大させたモデル(次世代ZEH+)



… 3要素のうち2要素以上を採用 (ZEH+の要件)

… 5要素のうち1要素以上を採用 [次世代ZEH+の追加選択要件]

令和4年度次世代ZEH+実証事業 (注文住宅) スケジュール

一次公募 : 5/17~8/12
二次公募 : 8/29~11/18

令和4年度次世代ZEH+実証事業 (建売・TPO) スケジュール

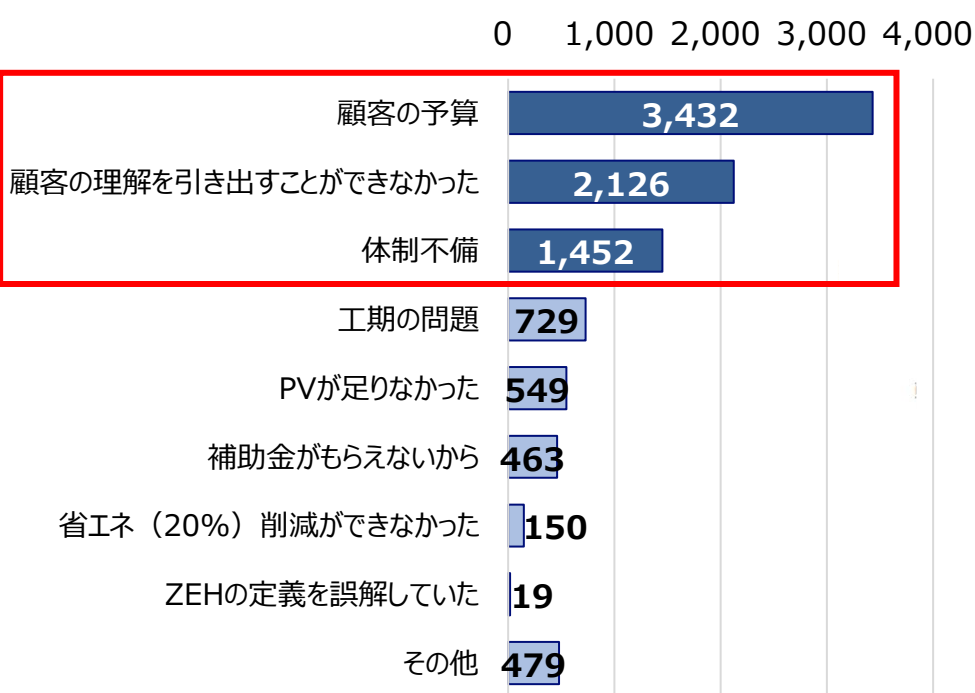
一次公募 : 6/1~8/19
二次公募 : 9/9~11/21

	断熱性能	再エネ除く省エネ率	再エネ含む省エネ率	再エネ等自家消費拡大措置	R4年度補助金額
次世代ZEH+	強化外皮基準 (ZEH基準)	25%	100%	上図黒枠のうち2要素以上を採用 かつ青枠のうち1要素以上を採用	100万円+α/戸
ZEH+				上図黒枠のうち2要素以上を採用	100万円/戸 (環境省にて支援)
ZEH		20%		-	55万円/戸 (環境省事業にて支援)

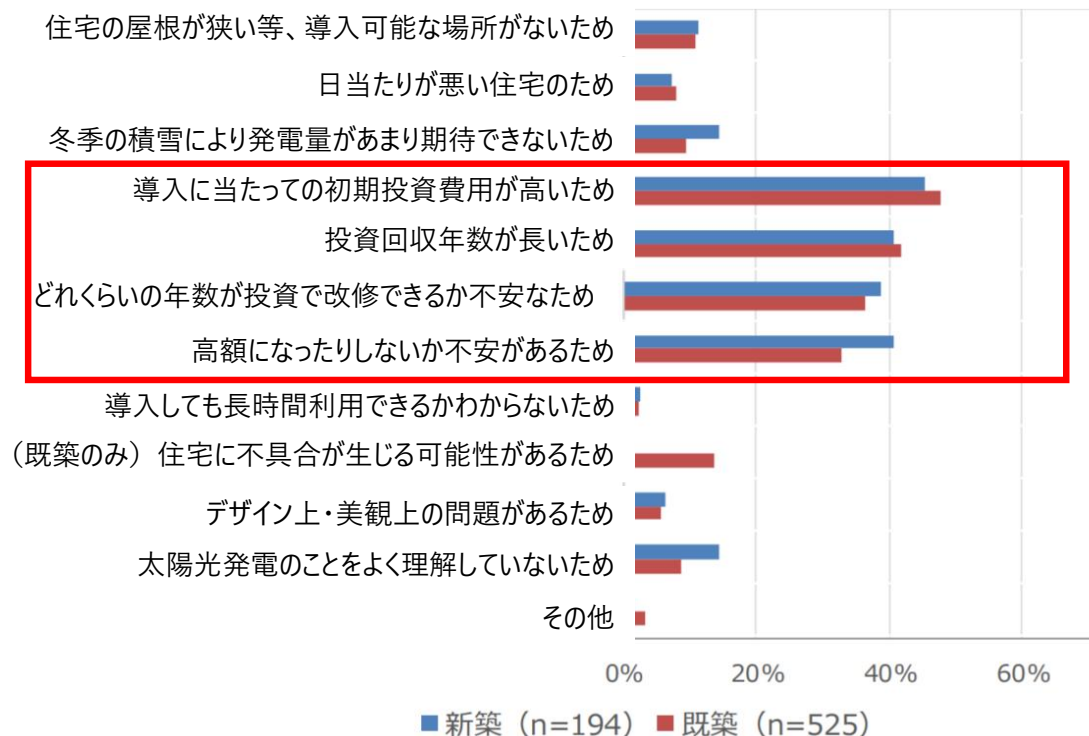
ZEH導入の課題

- ZEHビルダー/プランナーの自社目標未達の理由としては、「顧客の予算」、「顧客の理解を引き出すことができなかった」、「体制の不備」が多くを占める。
- ZEHの実現に不可欠な太陽光発電設備の普及については、消費者が抱く初期投資費用や投資回収年数に対する不安をいかに取り除くかが課題となっている。

■ ZEHビルダー/プランナーの自社年間目標の未達理由（複数回答可）



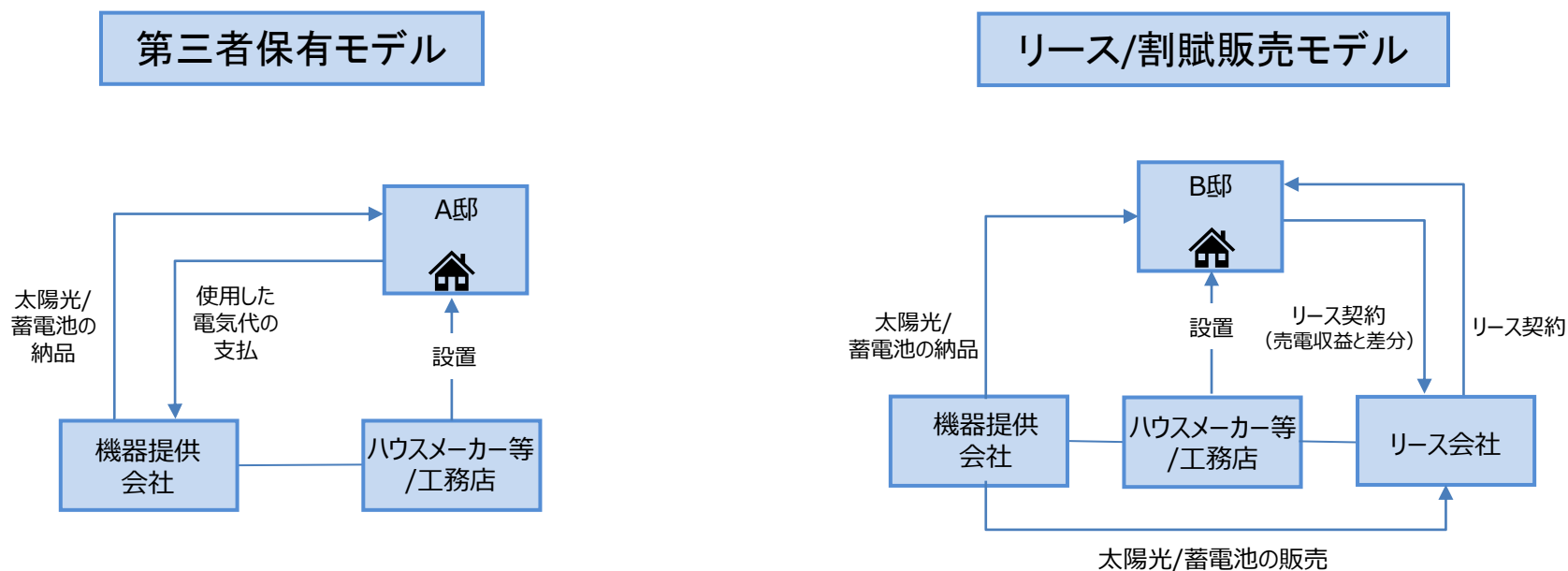
■ PVの導入を希望しない理由



TPO型ZEHの普及について

- ZEHの普及に当たっては、住宅の屋根に設置する太陽光発電パネルの導入を引き続き後押しする必要があるが、施主にとっては、住宅購入時に大きな経済負担が求められ、**併せて太陽光発電パネルの導入費用も負担することが困難。**
- 今後更なる、ZEHの普及を進めるに当たり、**太陽光発電パネルを第三者が保有するTPO（サード・パーティー・オーナーシップ）事業を活用したZEHの普及を図ることが必要。**
- TPO型ZEHモデルの確立を目指し、次世代ZEH+事業において支援。

TPOモデルのイメージ



BELSの活用について（ZEHの広報/ブランド化①）

- ZEHの認知拡大等を目的として、BELS（ガイドラインに基づく第三者認証）と連動した「ZEHマーク」を作成。

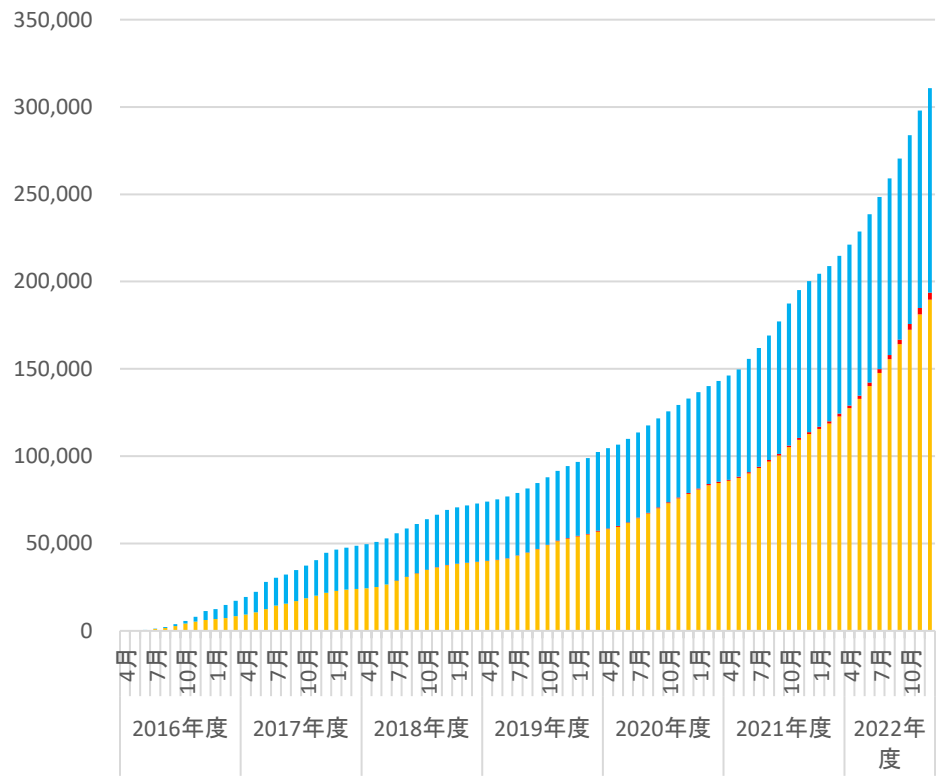
基準レベル以上の省エネ性能をアピール

- 新築時等に、特に優れた省エネ性能をアピール
⇒第三者機関による評価を受け、5段階で★表示



■ 住宅におけるBELS取得件数（2022年12月末時点）

住宅におけるBELS取得件数	: 310,776件
うちZEH、ゼロエネシリーズ	: 189,549件
うちZEH-Mシリーズ	: 4,049件



省エネ大賞の活用について（ZEHの広報/ブランド化②）

- **官民一体となって広報活動を強力に推進**していく取組の一環として、**省エネ大賞**の省エネルギー事例部門及び製品・ビジネスモデル部門に「**ZEB・ZEH分野**」を令和3年度から新設。

■ 省エネ大賞の概要

省エネルギーに資する、活動および取り組みの浸透、省エネルギー製品等の普及促進に寄与することを目的とし、2011年より一般財団法人省エネルギーセンターが主催。

令和4年度省エネ大賞におけるZEH関連の表彰結果

表彰種別	受賞者名	テーマ名
【省エネ事例部門】		
省エネルギーセンター会長賞	積水ハウス株式会社	入居者売電方式で推進する賃貸住宅シャームゾンZEH
【製品・ビジネスモデル部門】		
経済産業大臣賞	株式会社土屋ホーム	CARDINAL HOUSE BES-T019
中小企業庁長官賞	株式会社SANKO	健康と快適性を追求し素材と作り手にこだわった超高気密外断熱住宅「HAREシリーズ」
省エネルギーセンター会長賞	ウッドステーション株式会社 大型パネル生産パートナー会 大型パネルユーザー会「みんなの会」 東京電力エナジーパートナー株式会社	木造大型パネルを用いた在来木造の工業化による省エネ住宅支援サービス
	ミサワホーム株式会社	暮らしと環境の未来を育むZEH・LCCM住宅「CENTURY蔵のある家 ZEH ADVANCE」

集合住宅におけるZEHの定義（ZEH-Mの定義）

- 高層化に伴い、創エネの導入によって集合住宅全体のエネルギー消費量をまかなうことが難しくなっていることを考慮した定義付けを行っている。

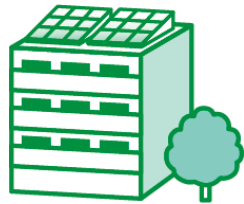
『ZEH-M』

(住棟全体で正味**100%以上**省エネ)

または

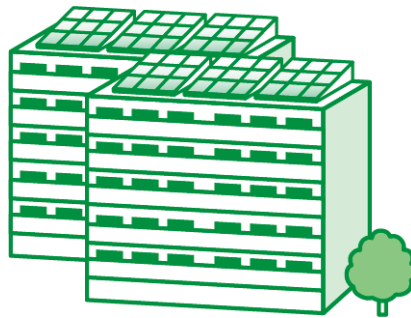
Nearly ZEH-M

(住棟全体で正味**75%以上**省エネ)



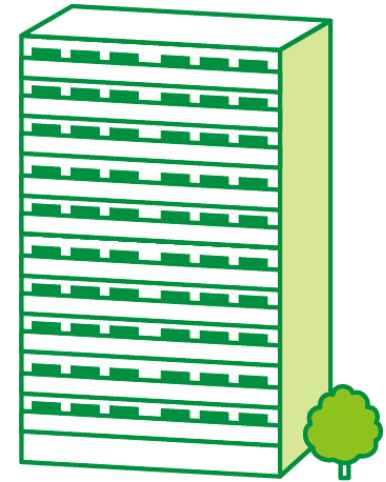
ZEH-M Ready

(住棟全体で正味**50%以上**省エネ)



ZEH-M Oriented

(住棟全体で正味**20%以上**省エネ)



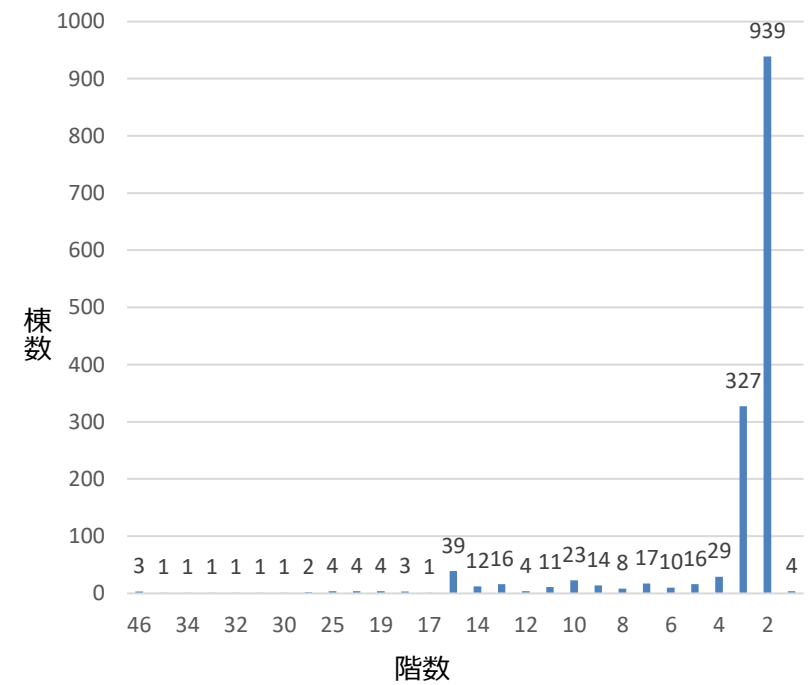
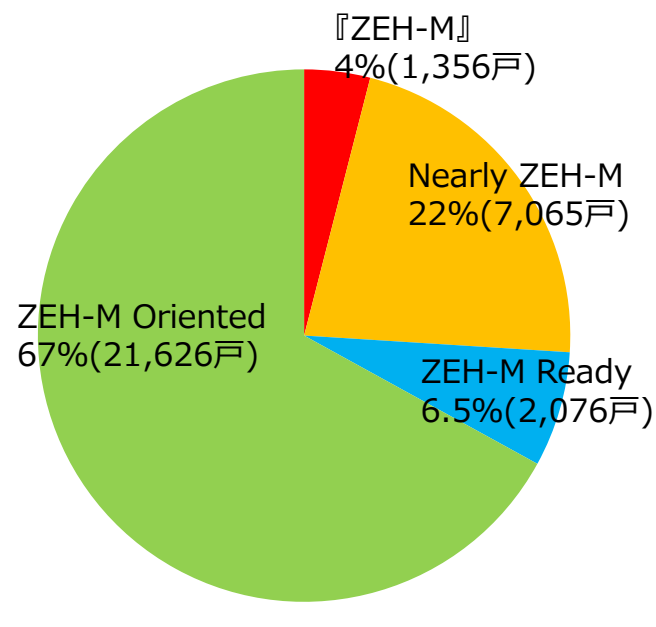
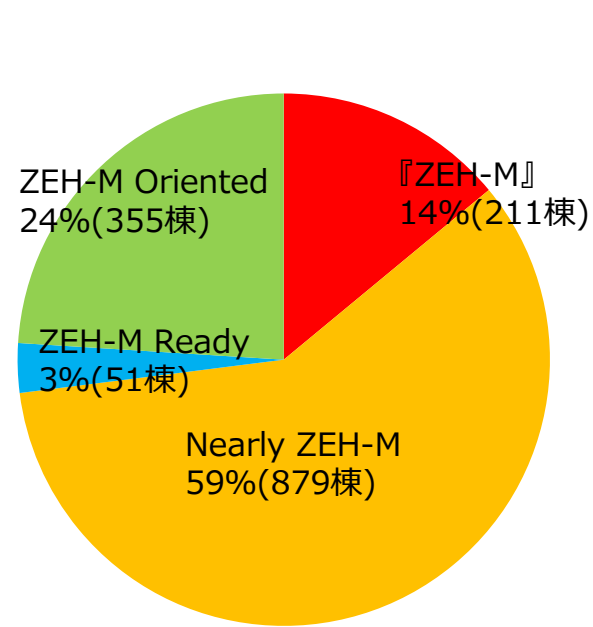
住棟での評価				住戸での評価				住棟での評価における 目指すべき水準
	断熱性能 ※ 全住戸 以下を達成	省エネ率 ※ 共用部を含む住棟全体 以下を達成			断熱性能 ※ 当該住戸 以下を達成	省エネ率 ※ 当該住戸 以下を達成		
		再エネ除く	再エネ含む			再エネ除く	再エネ含む	
『ZEH-M』	強化外皮基準 (ZEH基準)	20%	100%以上	『ZEH』	強化外皮基準 (ZEH基準)	20%	100%以上	1～3階建
Nearly ZEH-M			75%以上 100%未満	Nearly ZEH			75%以上 100%未満	
ZEH-M Ready			50%以上 75%未満	ZEH Ready			50%以上 75%未満	4～5階建
ZEH-M Oriented			再エネの導入 は必要ない	ZEH Oriented			再エネの導入 は必要ない	6階建以上

- 2021年度の集合住宅供給戸数における**ZEH-Mシリーズの割合**は、ZEHデベロッパー実績より約**7.4%**(32,123戸/435,967戸)^{*}であり、2030年目標の達成に向けて**さらに推進していく必要がある**。
- 棟数ベースでは、低層住宅のNearly ZEH-Mを中心に導入され始めている。一方で戸数ベースでは、高層のZEH-M Orientedが大きな割合を占めている。

^{*}ZEH-Mシリーズの実績はZEHデベロッパーより2021年度実績戸数。
集合住宅着工面積は住宅着工統計の長屋建、共同住宅の着工面積を合計。

■ 2021年度ZEHデベロッパー実績のシリーズ別割合

■ 2021年度ZEHデベロッパー実績の階数別比較



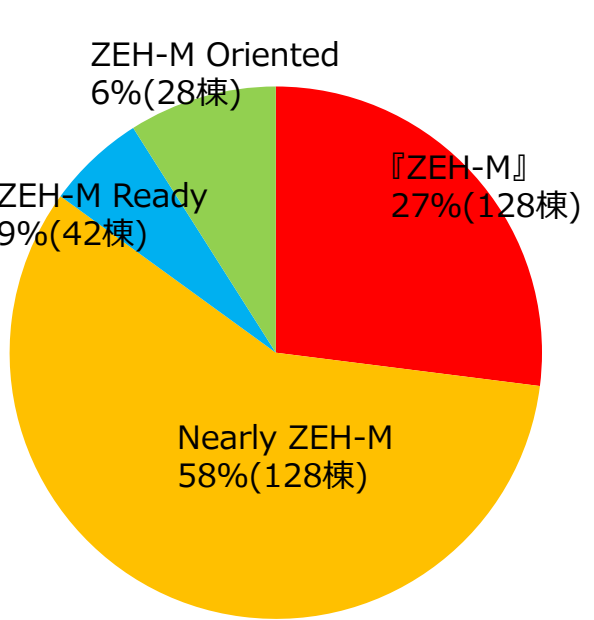
棟数比較

戸数比較

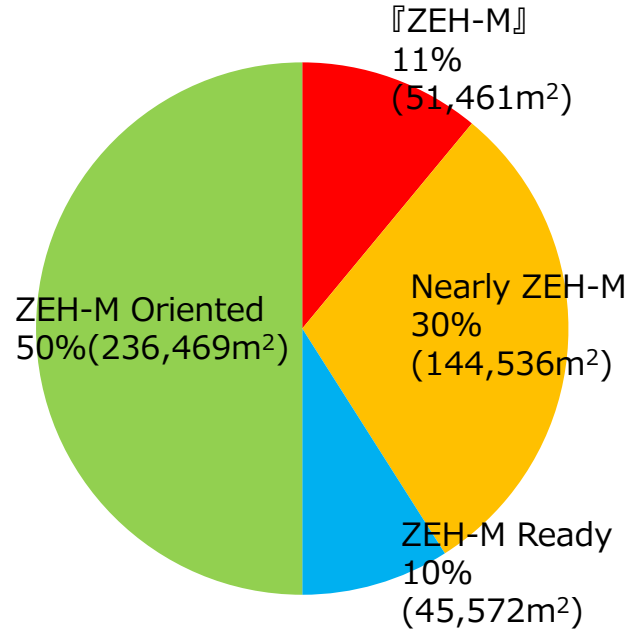
- 2021年度の集合住宅着工面積における**ZEH-Mシリーズの割合**は、BELS評価実績より約**2.1%**(478,038m²/22,680,714m²)※であり、2030年目標の達成に向けて**さらに推進していく必要がある**。
- 棟数ベースでは、低層住宅のNearly ZEH-Mを中心に導入され始めている。一方で床面積ベースでは、高層のZEH-M Orientedが大きな割合を占めている。

※ZEH-MシリーズのBELS評価実績は一般社団法人住宅性能評価・表示協会HPより2021年度竣工実績を抽出。
集合住宅着工面積は住宅着工統計の長屋建、共同住宅の着工面積を合計。

■ 2021年度BELS評価実績のシリーズ別割合

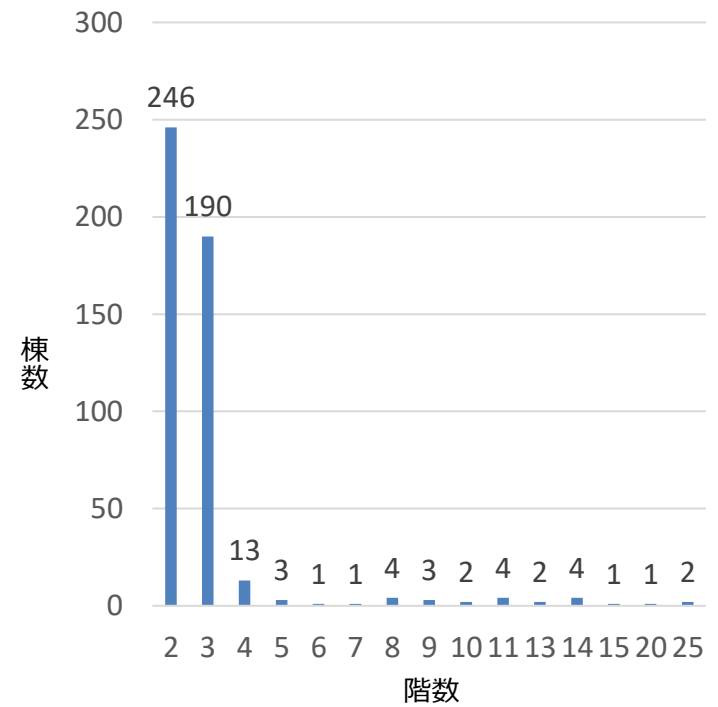


棟数比較



床面積比較

■ 2021年度BELS評価実績の階数別比較



ZEHデベロッパー制度とZEH-Mの広報

- ZEH-Mの普及を図るため、2030年までの中長期的な**ZEH-Mの取組計画**を有する集合住宅のデベロッパー（建築主が個人事業主である場合は建築請負会社）を「**ZEHデベロッパー**」として登録。
- **補助対象を「ZEHデベロッパーが建設したZEH-M」に限定**しつつ、補助対象以外も含めたZEH-Mの供給を促進。
- ZEHデベロッパーには、**BELS及びZEH-Mマーク**の表示を入居者募集の**PRに活用**する媒体で行うことを求めている。

■ ZEHデベロッパー登録状況

D登録（マンションデベロッパー等）

- ・登録者数 85社
- ・ZEH-Mシリーズ実績数 20棟
- ・ZEH-Mシリーズ計画数 157棟

C登録（建築請負会社等）

- ・登録者数 65社
- ・ZEH-Mシリーズ実績数 315棟
- ・ZEH-Mシリーズ計画数 995棟

D登録 + C登録

- ・登録者数 36社
- ・ZEH-Mシリーズ実績数 315棟
- ・ZEH-Mシリーズ計画数 323棟

※2023年2月10日時点の登録状況

詳細は、URL先をご参照ください。補助金執行団体[環境共創イニシアチブ（sii）] <https://sii.or.jp/zeh/developer/search>

■ 入居者募集チラシやカタログの使用イメージ



■ 入居者募集チラシやカタログの使用イメージ



集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン

- 集合住宅の開発・設計・建築等に取り組む主に中小規模の事業者、設計者、施工者等向けに、実証事業により蓄積した事例を踏まえ、「**集合住宅におけるZEHの設計ガイドライン**」を作成し、**2019年4月よりSIIのHPにて公開**。
- 集合住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの概要やニーズとメリット、ケーススタディ等を解説している。



<設計ガイドラインの内容>

・集合住宅におけるZEHの概要

定義・判断基準など

・集合住宅におけるZEHのニーズ、メリット

消費者ニーズ、高断熱化による光熱費削減、医療費軽減メリットなど

・集合住宅におけるZEHのケーススタディ

地上6階の集合住宅モデルを想定し、ZEH-M化に必要な外皮・設備仕様を設定し、費用増分も試算

・ZEH-Mの事例紹介

低層～超高層の事例を紹介

令和4年度 ZEH導入・実証支援事業（集合住宅）

- 経済産業省は、2030年目標の達成に向けて、環境省と連携して集合住宅のZEH-M化を支援。

超高層(21層建以上※)



【補助対象】

『ZEH-M』～ZEH-M Oriented

【補助額】

補助対象経費の1/2以内
(上限3億円/年、10億円/事業)

【補助対象経費】

設計費：実施設計費用、省エネ性能の表示に係る費用
設備費：高性能断熱材、窓・サッシ等の開口部材、暖冷房設備、給湯設備、換気設備、照明設備（ダウンライト等）、HEMS・MEMS、蓄電池（共用部に限る）
工事費：補助事業の実施に不可欠で補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る。

【採択方式】

審査方式（公募は棟単位での申請とし、1回を想定。）

中層(4・5層建※)・高層(6層建以上20層以下※)

【補助対象】

『ZEH-M』～ZEH-M Ready（中層）
『ZEH-M』～ZEH-M Oriented（高層）

【補助額】

・補助対象経費の1/3以内
(上限3億円/年、8億円/事業)

・先進的再エネ・低炭素化に資する素材（CLT等）を一定量以上使用する場合、**定額を加算**

【補助対象経費】

設計費：実施設計費用、省エネ性能の表示に係る費用
設備費：高性能断熱材、窓・サッシ等の開口部材、暖冷房設備、給湯設備、換気設備、照明設備（ダウンライト等）、HEMS・MEMS、蓄電池
工事費：補助事業の実施に不可欠で補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る。

【採択方式】

左記、超高層と同じ

低層(1～3層建※)



【補助対象】

『ZEH-M』及びNearly ZEH-M

【補助額】

・40万円/戸×全戸数
(上限3億円/年、6億円/事業)

・蓄電システムを設置する場合：2万/kWh加算
(上限20万円/戸又は補助対象経費の1/3。一定の条件を満たすものは上限24万円/戸)

・先進的再エネ・低炭素化に資する素（CLT等）を一定量以上使用する場合、**定額を加算**

【採択方式】

先着方式（公募は原則棟単位での申請とし、都度交付決定）

※複合建築物の場合、住宅用途部分の層数とする。同一層に住宅用途と非住宅用途が混在する場合、住宅用途が延床面積の過半を占める場合には層数に算入する。

共通

- 補助金交付先は**建築主（デベロッパー又は個人事業主）**とし、**複数年度事業を可とする。**
- 補助金の申請までに「**ZEHデベロッパー制度**」への登録申請が必要。建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示（BELS）の取得・提出を必須とし、**BELS及びZEHマークを活用した広報を行うことが要件**
- デベロッパーの場合は**入居時等に管理組合、個人へそれぞれ事業承継を行うこと**。入居後2年間、居住者に対して、エネルギー使用量（電力、ガス等）等のアンケートを実施する（**販売時の契約書の注意事項等で明示**）。

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和4年度予算額 80.9億円（83.9億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

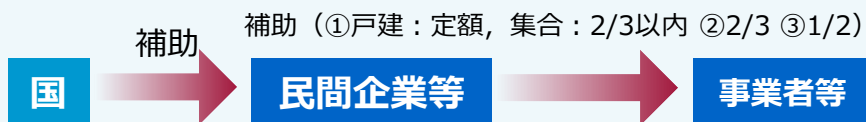
事業目的・概要

- 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進します。
- ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
需給一体型を目指したZEHモデルや、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。
- ② ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- ③ 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

成果目標

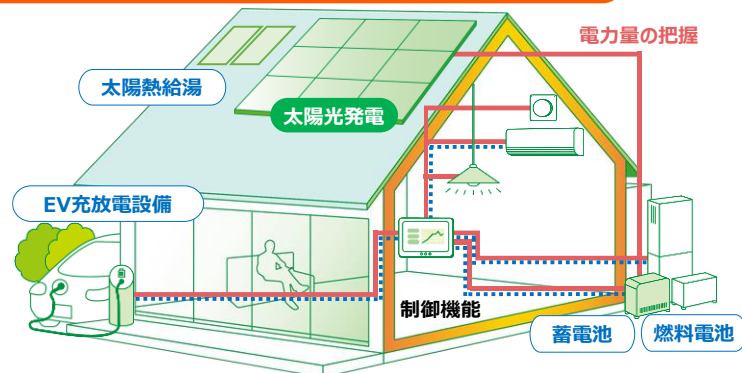
- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、令和12年度省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与します。
- 令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

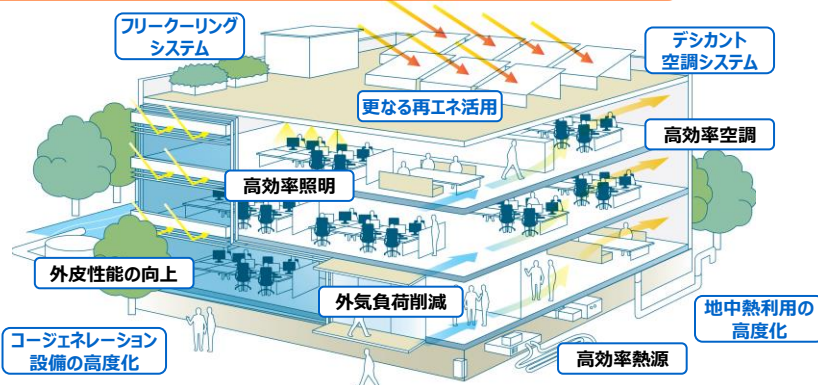


事業イメージ

①需給一体型ZEHモデル(次世代ZEH+)のイメージ



②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物のイメージ



③次世代省エネ建材の実証のイメージ



戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和4年度予算額 6,550百万円（6,550百万円）】
【令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数】



戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

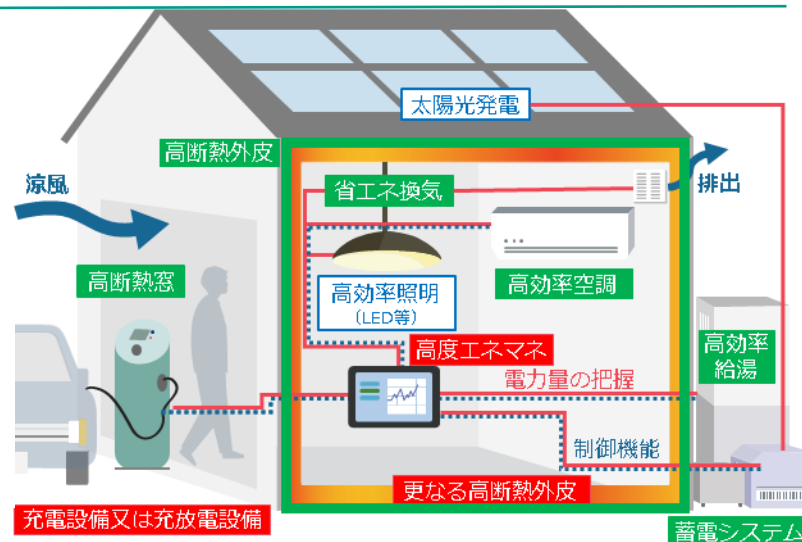
戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記に系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台）等
- ④既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機への別途補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



①ZEH補助対象

②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅です。

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和4年度予算額 4,450百万円（4,450百万円）】
【令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）、V2Hの導入等
- ⑤既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

①低層ZEH-M



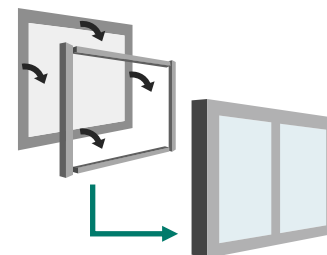
②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



④蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。）



⑤断熱窓への交換

1. 政府目標とこれまでの取組

2. ZEHを取り巻く状況

3. 今後の方向性（予定）

4. 令和5年度予算について

今後の方向性（予定）

- 2030年に目指すべき住宅の姿
 - 新築住宅はZEH基準の水準の省エネ性能を確保
 - 新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備を導入
- ロードマップの各種取組を推進
- ZEH委員会においては、各種取組のフォローアップ・
情報の集約と発信

1. 政府目標とこれまでの取組

2. ZEHを取り巻く状況

3. 今後の方向性（予定）

4. 令和5年度予算について

三省連携によるZEH等の推進（令和5年度予算等）

- 第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）において、「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」とともに「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備の設置されていることを目指す」とする政策目標を設定しており、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、関係省庁（経済産業省・国土交通省・環境省）が連携して、住宅の省エネ・省CO2化に取り組んでいます。

さらに省CO2化を進めた先導的な低炭素住宅

（ライフサイクルカーボンマイナス住宅（LCCM住宅））

（国土交通省）令和5年度予算 345.47億円の内数

ZEHに対する支援

将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH

※ 戸建住宅におけるより高性能な次世代ZEH+、集合住宅（超高層）

（経済産業省）令和5年度予算 68.0億円の内数

引き続き普及促進すべきZEH

※ 戸建住宅におけるZEH・より高性能なZEH+、集合住宅（高層以下）

（環境省）令和5年度予算 100億円の内数

中小工務店等が連携して建築するZEH

※ ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇

（国土交通省）令和5年度予算 200億円の内数

省エネ性能表示
（BELS）
を活用した
申請手続の共通化

関係情報の
一元的提供

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費

令和5年度当初予算案額 68億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

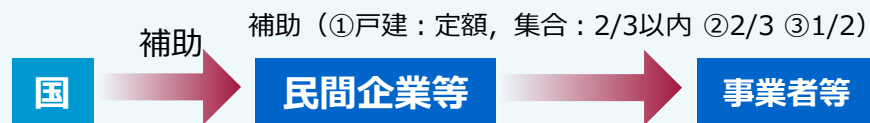
事業目的・概要

- 大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進します。
- ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
需給一体型を目指したZEHモデル、次世代型のHEMSモデルや超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。
- ② ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- ③ 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

成果目標

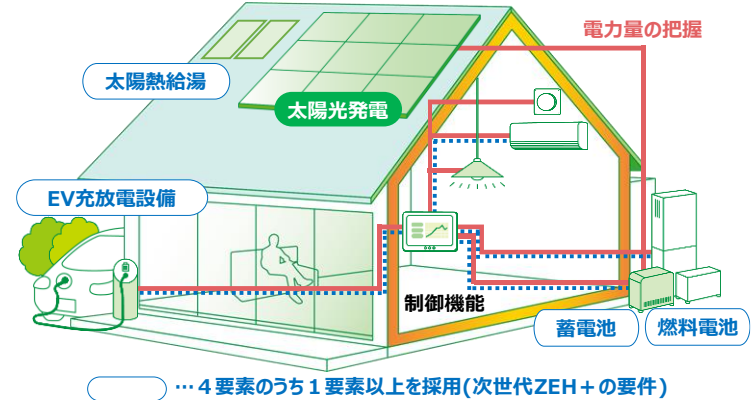
- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、令和12年度省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与します。
- 令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

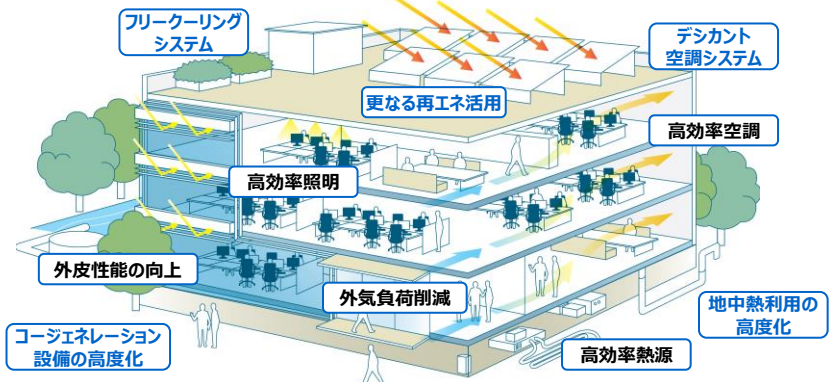


事業イメージ

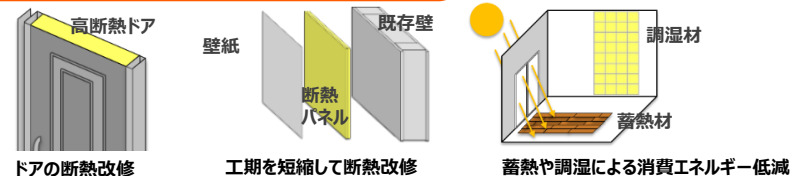
① 需給一体型ZEHモデル(次世代ZEH+)のイメージ



② ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物のイメージ



③ 次世代省エネ建材の実証のイメージ





【令和5年度予算（案） 6,550百万円（6,550百万円）】
【令和4年度第2次補正予算額 1,390百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰対策にも資する省エネ・省CO2化。
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等

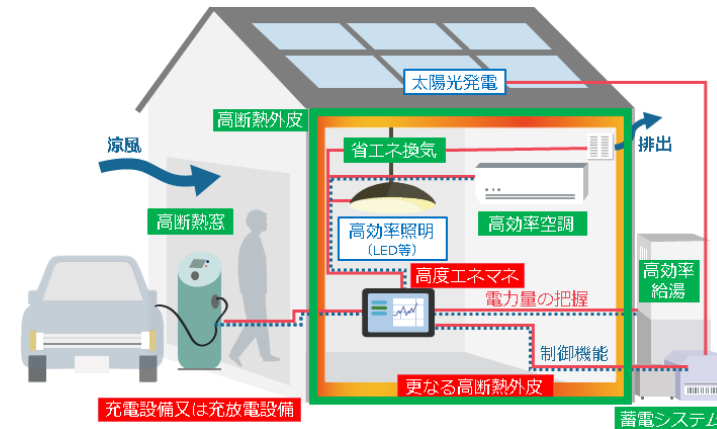
（2）既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等への別途補助）

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）
※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。断熱等性能等級5に相当。

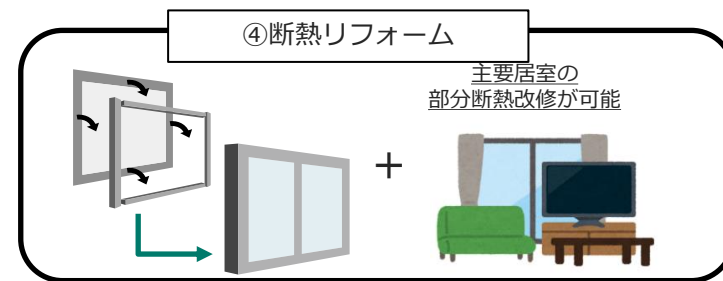
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



- ①ZEH補助対象
- ②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用



集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和5年度予算（案） 3,450百万円（4,450百万円）】
【令和4年度第2次補正予算額 1,390百万円の内数】



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH(ゼッチ)の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰対策にも資する省エネ・省CO2化。
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減(2013年度比)に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

- (1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
 - ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ④上記①に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

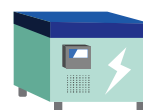
※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
※②③について、補助対象事業者が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく建築物木材利用促進協定を締結している場合（事業）は一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

- ①低層ZEH-M
- ②中層ZEH-M
- ③高層ZEH-M



- ④蓄電システム、CLT（Cross Laminated Timber）等

⑤断熱リフォーム

